

.....

クレジットポイント利用規約

.....

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社Tカード（以下「Tカード」といいます。）が提携して当社が発行するTカード Prime（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「Tポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 本ポイントは、当社所定の約定支払額確定後に会員に付与し、当該ポイントは毎月15日以降、Tポイントに自動的に移行付与することとします。
3. 会員が本ポイント以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与方法）

1. ポイントは、下記第2項支払方法によるカード利用を除き、各月の新規カード利用代金合計金額100円（ただし、100円（税込）未満は切り捨て。）ごとに1ポイントを付与するものとします。
2. リボ払いを利用した場合は、各月の新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額100円（税込）ごとに2ポイントを付与するものとします。ただし、以下の場合には、新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額に対し、前項の割合でポイントが付与されます。
 - （1）リボ変更サービス利用前に既にポイントが付与されている場合。
 - （2）請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合。
 - （3）当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合。
3. 当社は、会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- （１）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （２）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （３）年会費等の費用。
- （４）本カード再発行等に関する手数料。
- （５）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- （６）E d y、n a n a c o、K y a s h、W e b M o n e y、T O Y O T A W a l l e t、Tマネー等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- （７）会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- （８）本カードの利用代金が、第3条第1項に記載の金額に満たない場合。
ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- （９）（１）～（８）のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

- （１）当社がTカードにポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
- （２）当社がTカードにポイント数を通知する時点で、会員がT会員の会員資格を有していること。

第6条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止等）

1. 会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

- （１）会員が本カードの会員資格を喪失した場合。

- (2) 会員がT会員の会員資格を喪失した場合。
2. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第8条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第9条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第10条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（適用）

本規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第12条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。